公的研究機関の研究成果を活用した新食品・新素材の事業化支援

新 需 要 創 造 対 策 事 業 (ポイント)

- ○機能性成分を多く含む等の特徴を持つ、<u>革新的な新品種・新技術</u>→従来に比べてリスクが高く、産地への導入や事業化に踏みきれない
- 公的研究機関の研究成果について、<u>産地と企業が連携した新食品・新素材の</u> 実用化を支援 →革新的な<u>新品種・新技術を「核」とした、新たな産地形成</u>を促進



我が国の技術と知財の力により、新たな需要を創造し、新産業分野を開拓(21世紀新農政2006・2007)

21年度の取組内容:

新品種を活用した機能性食品等に加え、<u>農産物由来の有用物質や新素材を活用した医薬・化粧品等、非食品</u> 分野における革新的な新製品の事業化を推進 平成21年度予算額 450,381 (629,501)千円

情報提供・マッチングによる支援 (全国段階)

- 〇 新需要創造に取り組む フロンティアの育成 (拡充)
- ・ シーズの調査・発掘の強化

研究成果の網羅的な調査や事業化プラン の策定により、有望なシーズの事業化を支援

・ グランドデザインの提供・マッチング

新食品に加え、**非食品分野の新素材**について、画期的な利用方法をグランドデザインとして提供し、公的研究機関、民間企業、産地のマッチングにより、新需要創造に取り組む協議会を育成。

- 機能性成分の統一表示

多様な食品に共通して含まれる抗酸化成分について、数値化を検討し、訴求力の高い統一表示方法を提案

新需要創造協議会による取組に対する支援(地区段階)

新需要創造協議会が「新需要創造計画」を策定し、国による認定を受けて、協議会の構成員となる<u>産地と企業の契約取引により、新食品・新素材の実用化に取組</u>。

産地

成分保証・分別管理された高品質な農畜産物を安定供給。



企 業

産地からの原料をもとに、新食品・新素材を 実用化・製品化。

〇 成分保証・分別管理システムの確立 (拡充)

新食品に加え、非食品分野の新素材について、安定供給システムの確立に必要となる、技術実証、マニュアル作成等や(ソフト事業)、原料の収穫や調整・加工に必要な機械・施設の整備等(ハード事業)を支援。

< 非食品分野の研究成果の例 >

カイコの生産するタンパクを活用した、創傷保護材、人工血管、 電子素材、臨床検査薬 700億円

を目指して

事業化!

平成21年度における知的財産の戦略的な創造・保護・活用

~農林水産分野の知的財産を適切に保護し、積極的に創造・活用する体制づくりを推進~

農林水産分野の知的財産の活用促進

地域ブランド・日本ブランドの 戦略的推進

我が国の植物新品種、ブランド 名称等の保護の強化

○ 知財の創造・発掘・活用の促進

- ・ 農林水産知的財産ネットワークの構築により、特許、育成者権等の民間企業等による活用を促進。
- ・ 中小零細経営体による知的財産の活用・管理の委託手法を検討。

〇 研究成果の活用

- ・ 新品種を活用した機能性食品等に加え、農産物 由来の有用物質や新素材を活用した医薬・化粧品 等、非食品分野における革新的な新製品の事業化 を推進。
- · TLOによる産業界への技術移転を支援。

○「真に力のある地域ブランド」を確立するための生産・品質管理、名称管理、マーケティングカ向上等を行うプロデューサーの招へいを支援。

安納いも(鹿児島県西之表市)





愛南日帰りかつお(愛媛県愛南町

〇 海外日本食優良店の調査、現地組織 による情報収集等を支援。

〇 植物新品種の保護強化

- ・ 20年7月に設置した「東アジア植物品種保護 フォーラム」を活用し、技術協力、人材育成等を 推進。
- DNA品種識別技術の開発、登録品種の標本・DNAの保存等。
- 家畜遺伝資源の保護・活用体制の強化
- 海外商標問題等への対応
- ・ 海外における模倣品等の発生状況の調査、商標等の出願状況の監視を支援。 (新規)
- ・ 食品産業の東アジア地域への投資促進のため 知的財産保護・技術流出防止に係る取組を支援。

人材育成・知識の普及

○ 普及指導員や地方公共団体職員、農協の営農指導員等への研修による指導的人材育成とそれによる農林水産業者等への知的財産の知識の普及

農林水産業・食品産業の競争力強化、農山漁村の活性化